(iii)　運送の途中の詰替えなしに一又は二以上の輸送方式で行う産品の運送を容易にするため特に設計されていること。

(iv)　迅速な取扱い（特に一の輸送方式から他の輸送方式への切替え）が可能であるように設計されていること。

(v)　詰込み及び取出しが容易であるように設計されていること。

(vi)　一立方メートル以上の内容積を有すること。

「コンテナー」には、これとともに輸送される場合には、コンテナーの附属品及び備品（当該コンテナーの型式に適するもの）を含む。「コンテナー」には、車両、車両の附属品若しくは予備部品、包装又はパレットを含まない。「分解可能なもの」は、コンテナーとみなす。

(b)　この1の規定の適用上、「パレット」とは、そのデッキ上で一定数量の産品を輸送のため又は機械器具の補助を得た取扱い若しくは積重ねのために単位数量の積荷にまとめることができる装置をいう。この装置は、二のデッキ（支持材によって区切られているもの）又は一のデッキ（脚で支えられているもの）から成るものであり、その全体の高さは、フォークリフト又はパレットトラックによる取扱いに適合する最低限のものである（上部構造物を伴うかどうかを問わない。）。

2　第八章（サービスの貿易）及び第十章（投資）の規定に従うことを条件として、1の規定により一時輸入が認められたコンテナーに関しては、次のとおりとする。(注)

(a)　各締約国は、他の締約国の領域から自国の領域に入国した国際運輸で用いられるコンテナーが、その経済的かつ迅速な出発に合理的に関連を有する経路により自国の領域から出国することを認める。(注)

注　この(a)のいかなる規定も、締約国が、高速道路及び鉄道の安全若しくは保安のための一般に適用される措置を採用し、若しくは維持することを妨げ、又は自国が税関が所在する場所を有しない地点からコンテナーが自国の領域に入国し、若しくは自国の領域から出国することを防止することを妨げるものと解してはならない。締約国は、他の締約国に対し、自国の法令に従ってコンテナーの出国に利用可能な場所の一覧を提供することができる。

(b)　いずれの締約国も、コンテナーが到着する場所と出発する場所の相違のみを理由として、担保を要求し、又は罰金若しくは課徴金を課してはならない。

(c)　いずれの締約国も、コンテナーの自国の領域への入国に関連して課する担保の免除について、当該コンテナーが特定の出発する場所から出国することを条件としてはならない。

(d)　いずれの締約国も、他の締約国の領域から自国の領域にコンテナーを運ぶ運送手段が、他の締約国の領域に向けて当該コンテナーを運ぶ運送手段と同一であることを要求してはならない。

第二・十二条　商品価値のない見本の免税輸入

各締約国は、他の締約国の領域から輸入された商品価値のない見本に対し、その原産地のいかんを問わず、自国の法令に従って免税輸入を認める。

第二・十三条　農業輸出補助金

1　締約国は、二千十五年十二月十九日にナイロビで採択された二千十五年十二月十九日の輸出競争に関する閣僚決定（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（一五）／四五及び文書番号ＷＴ／Ｌ／九八〇）において行った約束（農産品に関する輸出補助金について予定されている権利の撤廃を含む。）を再確認する。

2　締約国は、農産品に関する輸出補助金を多数国間において撤廃するという目的を共有するとともに、当該輸出補助金のあらゆる形態の再導入を防止するために協力する。

第二・十四条　関税に係る約束の表の置換え

各締約国は、統一システムの定期的な改正の後に附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）を改正された統一システムの品目表により実施するために行われる同附属書の自国の表の置換えが、同附属書に定める関税に係る約束を損なうことなく行われることを確保する。

第二・十五条　譲許の修正

締約国は、自国の関税に係る約束を実施するに当たり予見されなかった困難に直面する例外的な状況において、利害関係を有する他の全ての締約国の合意により、かつ、ＲＣＥＰ合同委員会の決定により、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める譲許を修正し、又は撤回することができる。当該合意に達するため、自国の譲許を修正し、又は撤回しようとする締約国は、ＲＣＥＰ合同委員会に通報し、及び利害関係を有する締約国と交渉する。その交渉において、自国の譲許を修正し、又は撤回しようとする締約国は、当該交渉の前にこの協定に定める水準よりも他の全ての利害関係を有する締約国の貿易にとって不利でない相互的かつ互恵的な譲許の水準（他の産品に関する補償的調整を含むことができる。）を維持する。当該交渉の相互に合意された結果（補償的調整を含む。）は、第二十・四条（改正）の規定に従い、同附属書に反映される。

第Ｂ節　非関税措置

第二・十六条　非関税措置の適用

1　締約国は、世界貿易機関設立協定又はこの協定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合を除くほか、他の締約国の産品の輸入又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出について、非関税措置を採用し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、1の規定に基づき許容される自国の非関税措置の透明性を確保し、及び当該措置が、締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、立案され、採用され、又は適用されないことを確保する。

第二・十七条　数量制限の一般的廃止

1　いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、他の締約国の産品の輸入又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出について、割当てによると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、いかなる禁止又は制限（関税、租税その他課徴金を除く。）も採用し、又は維持してはならない。ただし、世界貿易機関設立協定の関連規定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合を除く。このため、千九百九十四年のガット第十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　締約国は、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に従って輸出の禁止又は制限を採用する場合において、要請があったときは、次のことを行う。

(a)　他の一又は二以上の締約国に対し、当該禁止若しくは制限及びその理由をその性質及び予想される期間と共に通報し、又は当該禁止若しくは制限を公表すること。

(b)　深刻な影響を受けるおそれがある他の一又は二以上の締約国に対し、当該禁止又は制限に関連する事項についての協議のための妥当な機会を与えること。

第二・十八条　非関税措置に関する技術的協議

1　締約国は、自国の貿易に悪影響を及ぼしていると認める措置について、他の締約国との技術的協議を要請することができる。その要請は、書面によるものとし、当該措置と共に当該措置が技術的協議を要請する締約国（以下この条において「要請国」という。）と要請された締約国（以下この条において「被要請国」という。）との間の貿易にどのように悪影響を及ぼすかについての懸念を明確に特定する。

2　1に規定する措置が他の章の規定の対象となる場合には、要請国及び被要請国（以下この条において「協議国」と総称する。）が別段の合意をする場合を除くほか、当該他の章に規定する協議の枠組みが用いられる。

3　2に規定する場合を除くほか、被要請国は、1に規定する書面による要請から百八十日以内に相互に満足すべき解決を得るため、協議国が別段の合意をしない限り、当該要請の受領から六十日以内に要請国に回答し、及び技術的協議を開始する。技術的協議については、協議国が相互に合意する方法によって行うことができる。

4　2に規定する場合を除くほか、技術的協議の要請は、他の全ての締約国に送付される。他の締約国は、自国の要請に記載する関心事項に基づいて技術的協議に参加することを要請することができる。他の締約国の参加は、協議国の同意を条件とする。協議国は、その要請について十分な考慮を払う。